

平成 29 年 6 月湖西市議会定例会

議 案 書

議 案 一 覧 表

(平成 29 年 6 月 湖西市議会定例会)

議 案 番 号	件 名
議案第 43 号	湖西市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例制定について
議案第 44 号	湖西市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 45 号	財産の取得について
議案第 46 号	市道の路線の認定について
議案第 47 号	市道の路線の廃止について
議案第 48 号	平成 29 年度湖西市一般会計補正予算 (第 1 号)
議案第 49 号	平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 50 号	平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
議案第 51 号	議員派遣について

日程第 1

会議録署名議員の指名

5 番 楠 浩 幸

6 番 佐 原 佳 美

平成 29 年 6 月 6 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 6 月 20 日までの 15 日間とする。

平成 29 年 6 月 6 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

議案第 43 号

湖西市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例制定
について

湖西市自転車等駐車場条例（平成 22 年湖西市条例第 8 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 6 月 6 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

湖西市自転車等駐車場条例（平成 22 年湖西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の表湖西市鷺津駅前自転車等駐車場の項中「湖西市鷺津 1293 番地の 2 の 1 の 3」を「湖西市鷺津 5339 番地」に改め、同表中

湖西市新所原駅前自転車等駐車場	湖西市新所原三丁目5841番地の16	を に改める。
湖西市新所原駅北自転車等駐車場	湖西市新所原三丁目5840番地の1	
湖西市新所原駅南自転車等駐車場	湖西市駅南三丁目296番地の1	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

湖西市地域包括支援センターの人員及び運営の基準 に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 17 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 6 月 6 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市地域包括支援センターの人員及び運営の基準 に関する条例の一部を改正する条例

湖西市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「介護保険法施行規則第 140 条の 68 第 1 項」を「介護支援専門員であって、介護保険法施行規則第 140 条の 68 第 1 項第 1 号」に、「者」を「もの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して 5 年を経過した者にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下この項において同じ。）を修了した者（以下「平成 26 年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の湖西市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項第 3 号の規定により、同号に規定する修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修（同令第 140 条の 68 第 1 項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のをいう。以下同じ。）については、新条例第 4 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日（平成 24 年度から平成 26 年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成 32 年 3 月 31 日）までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。
- 3 前項の規定により新条例第 4 条第 1 項第 3 号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成 26 年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第 4 条第 1 項第 3 号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。
- 5 前 3 項の規定にかかわらず、平成 26 年度以前修了者が、平成 29 年 3 月 31 日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

議案第 45 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 6 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 高規格救急自動車 |
| 2 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 取得価格 | 19,980,000 円 |
| 4 取得の相手方 | 静岡県静岡市駿河区国吉田 2 丁目 3 番 1 号
静岡トヨタ自動車株式会社
代表取締役 川嶋 秀樹 |

議案第 46 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の認定をしたいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 6 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
浜名弁天線	湖西市新居町新居 字日ヶ崎	湖西市新居町新居 字吹寄下	
浜名線	湖西市新居町新居 字泉町	湖西市新居町新居 字新町	
分川一の橋線	湖西市鷺津 字セウマセ	湖西市古見 字茶屋松	
弁天住吉線	湖西市新居町新居 字元新居	湖西市新居町新居 字渡場	
浜名 168 号線	湖西市新居町浜名 字西浜名	湖西市新居町浜名 字西浜名	
新居 275 号線	湖西市新居町新居 字渡場	湖西市新居町新居 字二本松	
表鷺津湖岸 40 号線	湖西市鷺津 字分川	湖西市鷺津 字分川	

議案第 47 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の廃止をしたいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 6 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
松山弁天線	湖西市新居町浜名 字西帯湊葎谷	湖西市新居町新居 字吹寄下	
浜名線	湖西市新居町新居 字泉町	湖西市新居町新居 字橋向	
三ツ谷一の橋線	湖西市新居町中之郷 字寺前	湖西市古見 字茶屋松	
弁天浜名線	湖西市新居町新居 字橋向	湖西市新居町新居 字元新居	
浜名インター線	湖西市新居町浜名 字西浜名	湖西市新居町浜名 字西浜名	

議案第 48 号

平成 29 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度湖西市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 46,134 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,303,866 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 6 月 6 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
18	繰入金	1,244,358	△46,557	1,197,801
	1 基金繰入金	1,244,344	△46,557	1,197,787
20	諸収入	338,952	423	339,375
	6 雑入	177,527	423	177,950
	歳 入 合 計	21,350,000	△46,134	21,303,866

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	188,386	43	188,429
	1 議会費	188,386	43	188,429
2	総務費	2,696,317	40,039	2,736,356
	1 総務管理費	2,207,081	50,771	2,257,852
	2 徴税費	306,039	△913	305,126
	3 戸籍住民基本台帳費	110,906	△7,579	103,327
	4 選挙費	36,201	212	36,413
	5 統計調査費	9,716	334	10,050
	6 監査委員費	26,374	△2,786	23,588
3	民生費	6,451,948	△24,103	6,427,845
	1 社会福祉費	3,136,465	△9,451	3,127,014
	2 児童福祉費	2,930,292	△14,251	2,916,041
	3 生活保護費	384,850	△401	384,449
4	衛生費	3,328,207	△15,318	3,312,889
	1 保健衛生費	655,229	△2,988	652,241
	2 清掃費	1,410,632	△12,330	1,398,302
6	農林水産業費	219,086	642	219,728
	1 農業費	212,392	642	213,034
7	商工費	530,833	△1,180	529,653
	1 商工費	530,833	△1,180	529,653
8	土木費	2,339,692	△22,675	2,317,017
	1 土木管理費	116,762	△7,384	109,378
	2 道路橋梁費	395,373	185	395,558
	3 河川費	30,315	576	30,891
	4 都市計画費	1,641,326	△10,872	1,630,454
	5 住宅費	131,005	△5,180	125,825

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	消防費	1,510,744	△30,103	1,480,641
	1 消防費	1,510,744	△30,103	1,480,641
10	教育費	2,256,859	△1,879	2,254,980
	1 教育総務費	439,876	22,486	462,362
	2 小学校費	223,815	△3,750	220,065
	3 中学校費	229,818	△3,438	226,380
	4 幼稚園費	443,358	△2,786	440,572
	6 社会教育費	651,183	△22,811	628,372
	7 保健体育費	268,809	8,420	277,229
13	予備費	50,000	8,400	58,400
	1 予備費	50,000	8,400	58,400
	歳 出 合 計	21,350,000	△46,134	21,303,866

議案第 49 号

平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 29 年度湖西市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,892 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,687,131 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 6 月 6 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	繰入金	770,082	△9,892	760,190
	1 一般会計繰入金	770,082	△9,892	760,190
	歳 入 合 計	1,697,023	△9,892	1,687,131

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	事業費	949,918	△9,892	940,026
	2 事業費	519,210	△9,892	509,318
	歳 出 合 計	1,697,023	△9,892	1,687,131

議案第 50 号

平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 29 年度湖西市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 平成 29 年度湖西市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	1,140,856 千円	△2,583 千円	1,138,273 千円
第 1 項 営業費用	1,070,658 千円	△2,583 千円	1,068,075 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 471,106 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 472,062 千円」に、「建設改良積立金 126,949 千円」を「建設改良積立金 127,905 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	494,681 千円	956 千円	495,637 千円
第 1 項 建設改良費	342,567 千円	956 千円	343,523 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 5 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	98,361 千円	180 千円	98,541 千円

平成 29 年 6 月 6 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 51 号

議員派遣について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 13 項及び湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 161 条の規定により、別紙のとおり議員を派遣する。

平成 29 年 6 月 6 日提出

湖西市議会議長 二 橋 益 良 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 渡 辺 貢

(議案第 51 号別紙)

1 平成 29 年度静岡州市町議会議員の研修会に派遣

- (1) 派遣目的 静岡州市議会議長会は、学識経験者の経験や研究成果に基づいた講演を通じて、各市町が抱える共通した課題の解決への糸口を見出す研修会が毎年開催される。本市議会はこの研修会に参加し、共通した課題の解決の糸口を見出し、住民全体の福祉向上と地域社会の活力発展を目指し、その実現に積極的に努力する。
- (2) 派遣場所 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」
- (3) 派遣期間 平成 29 年 8 月 17 日
- (4) 派遣議員 福永桂子、菅沼 淳、土屋和幸、高柳達弥、楠 浩幸、佐原佳美、渡辺 貢、吉田建二、加藤弘己、竹内祐子、荻野利明、豊田一仁、島田正次、馬場 衛、牧野考二、中村博行、神谷里枝、二橋益良